

## 名古屋大学大学院国際言語文化研究科学術研究員取扱要項

制定 平成 21 年 11 月 25 日

改正 平成 22 年 1 月 20 日

改正 平成 23 年 11 月 30 日

- 第 1 この要項は、名古屋大学大学院国際言語文化研究科（以下「研究科」という。）における学術研究員の取扱いに関し必要な事項を定め、研究科博士後期課程を修了した者の研究の継続を支援することを目的とする。
- 第 2 研究科において学術研究員となることができる者は、研究科課程博士の学位を取得し、取得後 3 年以内の者とする。
- 第 3 学術研究員の受入れ期間は 1 年以内とする。ただし、年度を超えることができない。  
2 受入れ期間が満了しても、なお引続き研究を行う必要がある者は、受入れ期間を延長することができる。ただし、3 年を超えることができない。
- 第 4 学術研究員となることを希望する者は、学術研究員申請書（別紙様式）及び所定の研究計画書を、受入れ教員を経て、研究科長に提出しなければならない。
- 第 5 研究科長は、第 4 により申請があったときは、運営協議会及び研究科教授会の議を経て、学術研究員の受入れを決定する。
- 第 6 学術研究員は、その研究期間において、毎年、科学研究費補助金の研究計画調書を作成するものとする。ただし、同補助金への応募は、運営協議会及び受入れ教員の指導のもとに行われる。
- 第 7 科学研究費補助金の交付が決定した者にかぎり、第 3 第 2 項の定めにかかわらず、その研究期間が終了するまで学術研究員としての資格を保持するものとする。
- 第 8 学術研究員は、研究科の教育研究に支障のない範囲において、附属図書館・図書室の施設等を利用することができる。ただし、院生室、コンピュータ室等を利用することはできないこととし、かつ、机等の備品は提供しない。
- 第 9 学術研究員は、研究科において研究を開始する前に、任意の傷害保険に加入しなければならない。
- 第 10 研究科長は、学術研究員が学内規則等に違反したとき、その他研究を継続することが不相当と認めたときは、その許可を取り消すことがある。
- 第 11 学術研究員には、その研究期間（2 年以内に限る。）コピーカードを支給することができる。
- 第 12 この要項に定めるもののほか、学術研究員に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

### 付 記

- 1 この要項は、平成 21 年 11 月 25 日から実施する。
- 2 名古屋大学大学院国際言語文化研究科特別研究員内規（平成 20 年 5 月 28 日制定）は、廃止する。
- 3 この要項の実施前に、特別研究員として許可されている者については、当該研究期間終了日まで存続するものとする。